
プロジェクト 金融資産の減損に関する会計基準の開発

項目 第 179 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、審議事項(2)-2及び(2)-3に関して、第179回金融商品専門委員会（2022年4月19日開催）での検討において聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

審議事項(2)-2に関する意見

(ステップ2及びステップ4の目的に関する意見)

2. 事務局が示した目的及び選択に関するアプローチについて賛同する。
3. 目的を整理して進めるという方法に賛同する。しかし、ステップ2の目的についてIFRS第9号「金融商品」を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準という表現は強すぎるように思われる。2021年8月に示したような比較可能性を大きく損なわせないものを目指すという方が良いのではないか。
4. ステップ4のIFRS第9号を出発点としてという記載の趣旨を確認したい。昨年8月に示されていた方向性ではステップ4では相対的アプローチを求めないという事だったと理解しているが、そのアプローチが変わったのか。
5. データの入手可能性があることを前提としていた従前の切り分けの方が迅速な会計基準の開発ができた可能性があるが、目的を設定する方法だと進みが遅くなることを懸念している。また目的を設定する方法でもデータの入手可能性の話は避けられず、結局同じになるように思われる。

(ステップ2及びステップ4の進め方に関する意見)

6. ステップ2及びステップ4の検討項目は会計基準及び適用指針のどちらに含めるのかといった基準の建付けに関する検討も先行して行う必要があるのではないか。
7. ステップ2とステップ4は会計方針の選択ではなく見積り方法の変更と整理することも考えられるのではないか。会計方針と整理すると、変更した場合に遡及修正することが求められることになる。

8. ステップ2の検討において、ステップ2の観点のみから議論するのではなく、ステップ4において詳細に議論すべき論点を識別しながら進める事が考えられるのではないか。
9. 例えば債券への適用に関する検討はステップ2に織り込むのかステップ3（貸付金以外の金融資産への適用の検討）で行う予定なのか確認したい。
10. IFRS第9号を適用している場合には日本基準でもそのまま認められるという点を先ず明確にしたうえで、その後IFRS第9号に何を加えて何を削るという水準に応じてステップ2及びステップ4の内容を定めるという方法も考えられるのではないかと。

(その他の意見)

11. ステップ4の考え方について同意する。ステップ4の開発にあたっては、ステップ4を選択した企業について引当が足りないと市場関係者に受け取られないように、適正な引当水準を確保することに配慮した会計基準の開発を行って頂きたい。それにより企業がステップ4を選択しやすくなるのではないかと。
12. ステップ2はIFRS第9号とほぼ同等となる会計基準であることに同意するが、同時にステップ3もIFRS第9号とほぼ同じとなると考えてよいのか。
13. 今後の議論については関係者にとってサプライズとならないように進めて頂きたい。

審議事項(2)-3に関する意見

(事務局提案の論点に関する意見)

14. 事務局提案は、主要な論点はカバーしているのではないかと考える。
15. 信用リスクを見積る期間の論点については、日本基準の方が優れている考え方のように思われる。また、個社の債務者管理のあり方や、債権単位で管理を行っていない場合の代替的な取扱いにも関係してくると考えられる重要な論点であり、早い段階で議論を開始することが適切であると考ええる。
16. 信用リスクを見積る期間の論点については、早期返済の見積りを実務上どのように見込むのかという点も検討ポイントになり得ると考える。
17. 事務局提案で示された論点が議論の出発点になると考える。ただし、これらの論点は相互に関連していると考えられるため、論点間の関連性を意識して議論の順番を

決めて欲しい。

(その他の意見)

18. 今までの検討の過程で触れられていた項目について一度リストアップしたうえで、改めてステップ2で検討するかステップ4で検討するかといった振り分けをすることが考えられるのではないか。
19. 過去の専門委員会で示された監督当局から示されたガイダンスやレターを採り入れること及び米国会計基準の不良債権に関するリストラクチャリングの会計処理に関する検討も行って頂きたい。
20. どこまで会計基準で定めるべきかについて丁寧な議論が必要であると考えます。
21. 細かい議論をすることでIFRS第9号より実務を縛るということがないようにして欲しい。
22. 論点によっては税務との調整が必要となることを念頭に置く必要がある。
23. 信用リスクが増大した場合の利息収益の認識（日本基準の未収利息不計上の取扱いに対応）の取扱いは日本基準及び米国会計基準の取扱いと異なっており、追加的な論点として取り上げて欲しい。

以 上